

日本労働年鑑 第50集 1980年版
The Labour Year Book of Japan 1980

第二部 労働運動

IX 労働者福祉運動

2 労働者共済運動

意欲的制度改革課題も積み残す

全労済の一九七八年度の運動方針は、共済制度について多くの改善方針や課題を意欲的に掲げた。

既存の火災共済、生命共済の給付面の広範な改善、生命共済加入基準の一部引き締めを当面の実施課題に、また火災・生命の共済金限度額の引き上げ、希望共済(個人長期生命共済)の共済期間の多様化、傷害特約の新型の追加などを検討課題に、さらに自動車共済、震災対策、「および疾病保険対策などを新制度開発課題に、このほか既存制度の運用ではあるが、新制度開発に準ずるものとして労組(活動)事故補償制度、住宅金融公庫向け質権共済制度など、きわめて広範囲にわたっていた。

一九七八年一二月、全労済は当初の方針にそい臨時総会を開催し、新制度開発課題の三種目について方針を決定した。その要点は、震災対策としては、当面火災共済の付加給付として見舞金制度を設けること、この給付基準は風水害見舞金と同様とし、その支払総額は火災共済の異常危険準備金の額を限度とすること。また疾病保険対策としては、病気入院見舞金制度を設けること、この制度への加入資格は団体生命などの傷害特約加入者とし、病気により二〇日以上入院した場合に見舞金を給付、給付額は一日二〇〇〇円を限度とするというものであった。しかし、自動車共済については、自動車共済実施の主体となる新団体などを準備するために、すでに独自に自動車共済を実施している自治労共済、日教済、単産共済連合会と全労済とによって準備委員会を設けたことなどほぼ経過報告だけにとどまった。

臨時総会後の厚生省との認可折衝では、病気入院見舞金制度についてはとくに問題はなかったが、震災見舞金制度については、掛金をとらないで給付する制度内容であること、異常危険準備金を本来の目的外に使用することになる点などの理由で認可できないとの態度が示され、再検討を余儀なくされている。

一方、住宅金融公庫との質権共済についての折衝も、公庫側より他契約の禁止をはじめとする多くの条件が提示され難行している。

こうして、当初方針に掲げられた新制度およびこれに準ずる制度としては、傷害特約の運用として認可をえた労組事故補償共済制度(実施済み)と病気入院見舞金制度(七九年度実施)とが実現したにとどまり、多くの課題を積み残した。

単産共済と「任意結合」問題の進展

全労済と全労済会員である単産共済との関係には苦渋にみちた調整の長い歴史がある。全国統合実現以前の労済側の基本的考え方は、労働組合が組織強化のために組織内共済をもつことについては理解をもち、労済連合会が再共済を引き受けることを是認してきたが、任意共済について

は労働組合が直接事業としてやるべきではないという立場にたつて、労済連が再共済を引き受けることを認めてこなかった。全国統合の準備段階では、単産共済をふくむ統合が構想され、その実現によって労済と単産共済の調整は基本的に解決されるはずであった。しかし単産共済が全国統合への参加を保留したため、あらためて両者の関係が問題になった。問題は事業の提携とその条件にあったが、七七年度、まず組織共済の再共済について解決した後、七八年度にかけては任意共済についての提携が問題となった。

この任意共済での提携については、全国統合に参加した労済(全労済統合部会)の基本的考えとして、将来の全国完全統合へ前進させるものであることという理念を前提にしつつ、具体的には単産共済が任意共済制度を現状で凍結すること、労済の実績確保、結合形態は原則として地域結合であることを条件として提携しようとするものであった。しかし専門委員会の場を中心にすすめられた具体的調整の結果、まず全専売共済、全林野共済について全労済の火災共済と団体生命共済について本部一括加入方式での結合が決定された。さらにひきつづき自治労共済との火災共済提携が先議され、加入口数の増加分について、労済と自治労共済とで折半することを条件に労済側が業務受託するという「折半方式」で結着をみた。さらに残された単産共済との関係調整は七九年度に持ち込み、ひきつづきすすめられている。

このように七八年度は、単産共済との「任意結合」問題の進展はみたとはいえ、共済側が期待した全的統合への展望に結びつく可能性はうすく、また単産共済の任意共済制度凍結についての双方の確認は不明のまま今後問題を残したとみられる。

「県民共済」拡大の動きと全労済の反対運動

数年前埼玉・神奈川両県下に県民共済生協を名のる組織が現れ、死亡で一〇〇〇万円までの保障の「県民共済」の新聞広告や折込チラシなどを大々的に使って売り出したことがあった。しかし死亡保障一〇〇〇万円のうち当該共済生協が事業認可を得ているのはわずか一〇〇万円であり、大部分の九〇〇万円は保険会社の生命保険契約であった。つまり保険会社が共済生協を悪用し、保険商品を共済制度に偽装して販売したものであった。これにたいし現地、とくに埼玉県の労済組織が強い抗議と批判の運動をつづけてきたが、七八年度に入って、保険会社をバックにした「県民共済」設立の動きが宮崎、沖縄、山梨で明らかになり、全労済としても反対運動にのり出した。全労済本部は厚生省にたいして「県民共済」の名称や保険代理業務を事業とする共済生協の設立を認可しないよう求めるとともに、各県本部でも県にたいする同様申し入れをおこなった。一方、労済には、労働組合員だけでなく、未組織労働者や一般勤労市民も加入できる旨の宣伝を全国的に強めた。こうした運動の結果、とくに厚生省の行政指導により前記各県での認可を遅れさせたが、その後も名称を同和共済生協に変え、保険の代理業務を定款の事業からひっこめるなど手なおしを加え、ひきつづき認可申請がおこなわれている。

「県民共済」が問題にされなければならないのは、その本体が営利保険商品であるにもかかわらず共済制度であるかのようにみせかけている点、またあたかも地方自治体である県がバックになっていると一般に錯覚させるような宣伝など欺瞞的であること、営利保険と共済との区別をあいまいにし、保険行政の一元化という政府の共済規制措置への口実になりかねないことなどによる。

埼玉、神奈川両県下では、いまなお「県民共済」がはげしい宣伝をくりひろげ、加入者を拡大しており、ひきつづき批判を強めることが課題となっている。

業績のいっそう低率化で問われる主体的条件整備

全国労済の加入実績は第129表のとおり全種目合計で一七二五万件、契約高約四三兆円となったが、対前年増加率はそれぞれ六・八%、一八・七%にとどまり、前年七七年度の実績伸張率の低下傾向がさらにひきつづくかたちとなった。このように二年間連続して伸張率が低下したことは、一面では社会経済情勢、とりわけ労働者の生活をめぐる困難な条件が反映したものであろうが、同時に労済運動の主体的条件についてのきびしい検討を問われているともみられる。制度政策面でのたち遅れの克服、組織運営の改善・整備、職場・地域での活動家による推進体制確立など、内部専従者の役割の自覚などが課題とされてきている。

日本労働年鑑 第50集 1980年版

発行 1979年11月10日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月25日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1980年版(第50集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
